

大阪府への電子申告・申請についての留意点（不動産取得税）

PCdesk Next 画面表示

入力内容等の説明

◆「提出先選択」

4. 提出先事務所を選択し、「入力へ進む」ボタンをクリックしてください。

選択	都道府県	市区町村	区・事務所
<input checked="" type="radio"/>	大阪府	-	大阪府中央府税事務所

提出先は[府税事務所所在地一覧](#)を参考に、取得した不動産の所在地を担当する事務所を選択してください。

◆「宛先【長名】」

宛先【長名】を入力してください。 必須

宛先となる長名（例：〇〇県△△事務所長）を入力してください。※全角入力

 殿

（「提出先選択」で選択した）府税事務所長と入力してください。

◆不動産取得税の減額・課税標準の特例適用申告

申告

【不動産取得税】不動産取得税の減額・課税標準の特例適用申告

【免責事項】

- ・各項目に記載すべき入力内容が不明な場合は、提出先の地方団体が公開するホームページ等で確認してください。
- ・申告にあたっては、提出先の地方団体における取り扱い等によって、本画面での入力以外に別途添付書類が必要となる場合や、一部項目の入力が不要となる場合があります。詳しくは、提出先の地方団体ホームページ等で確認してください。
- ・本画面は、地方税法第73条の14第4項に規定する課税標準の特例、同法第73条の24第5項に規定する減額のほか、左記条文に対応する同法第73条の25に規定する徴収猶予及び第73条の27第1項に規定する還付申請が対象です。
- ・入力内容又は添付書類に不備等がある場合、提出先の地方団体が電話等で問い合わせをすることがあります。

- ・申告・申請にあたっては、[PCdesk Next \(ピーシーデスク ネスト\)](#)での画面入力が必要です。
- ・次の申告・申請を行うことができます。

- ①特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告※1
- ②特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額(還付)申告・申請
- ③耐震基準適合既存住宅(等の用に供する土地)の取得に対する不動産取得税の控除申告(減額申告(還付申請))
- ④特例適用住宅の取得に対する不動産取得税の控除申告
- ⑤耐震基準適合既存住宅等の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告 ※2
- ⑥耐震基準不適合既存住宅及び当該住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告 ※2
- ⑦耐震基準不適合既存住宅及び当該住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請

※徴収猶予申告について

■基本情報

【Q1】今回申請する対象の住宅は、新築住宅／中古住宅のどちらですか。 **必須**

新築住宅

※⑤又は⑥の申告を行う場合は「中古住宅」を選択

【Q2】提出先の地方団体から、納税通知書は届いていますか。 **必須**

届いている

【Q3】申請対象の課税内容について、既に納付されていますか。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

まだ納付していない

【Q4】申請対象の課税内容について、現在軽減適用要件を満たしていますか。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

※現在満たす場合は「特例または減額適用申告」、将来的に満たす予定の場合は、「徴収猶予の申請」として扱います。

※軽減適用要件については、提出先の地方団体ホームページ等をご確認ください。

将来満たす予定

【Q4】申請対象の課税内容について、現在軽減適用要件を満たしていますか。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

※現在満たす場合は「特例または減額適用申告」、将来的に満たす予定の場合は、「徴収猶予の申請」として扱います。

※軽減適用要件については、提出先の地方団体ホームページ等をご確認ください。

選択してください

納税通知書番号等を入力してください。

提出先の地方団体から指定がある場合で、記載する番号等が分かる場合は入力してください。※半角入力

※1 ①の申告・申請を行う場合は、実際に納税通知書が届いているかに関わらず、【Q1】において「新築住宅」を選択し、【Q2】において「届いている」、【Q3】において「まだ納付していない」、【Q4】において「将来満たす予定」を選択してください。(PCdesk Nextの仕様上、上記選択を行わない場合は徴収猶予申告ができません。)

※2 ⑤及び⑥の申告・申請を行う場合は、実際に納税通知書が届いているかに関わらず、【Q1】において「中古住宅」を選択し、【Q2】において「届いている」、【Q3】において「まだ納付していない」、【Q4】において「将来満たす予定」を選択してください。(PCdesk Nextの仕様上、上記選択を行わない場合は徴収猶予申告ができません。)

※Q3で「まだ納付していない」を選択した場合に選択可能です。

・軽減要件及び添付書類については[各申告・申請の案内ページ](#)をご確認ください。

・「納税通知書番号等」については、納税通知書等に記載の「徴収番号（9桁）」を入力してください。

■土地、住宅に関する情報

土地に関する情報

登記事項証明書等をもとに、取得した土地に関する情報を入力してください。
複数の筆を取得された場合は、「土地の2筆以上の取得有無」欄で「取得有」を選択の上、対象の地番を全て入力してください。

土地の所在・地番を入力してください。

(記載例) 東京都千代田区麹町1丁目101番1 ※全角入力

住宅に関する情報

登記事項証明書等をもとに、取得した（若しくは取得予定の）住宅に関する情報を入力してください。

住宅の所在・地番を入力してください。

(記載例) 東京都千代田区麹町1丁目101番地1 ※全角入力

■徴収猶予に関する情報

徴収猶予を申請する場合は、以下の項目を入力してください。
※各項目の入力内容が不明な場合は、提出先の地方団体ホームページ等でご確認ください。

徴収猶予を申請する期間 **(から)**を入力してください。

選択肢の結果によって入力条件が変わります

 年 月 日

徴収猶予を申請する期間 **(まで)**を入力してください。

選択肢の結果によって入力条件が変わります

 年 月 日

・申告対象不動産の特定のため、土地に関する情報「所在・地番」欄、住宅に関する情報「所在・地番」欄は必ず入力してください。

・「徴収猶予に関する情報」のうち、「徴収猶予を申請する期間（から）」には「申告の目」を入力してください。

・「徴収猶予に関する情報」のうち、「徴収猶予を申請する期間（まで）」には、申請する徴収猶予の種類により、次のとおり入力してください。

(1)特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告
 「住宅の完成予定年月日の2か月後の日（土地の取得から3年を超える場合は土地の取得から3年後に当たる日）」を入力してください。

(2)耐震基準適合既存住宅等の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告
 「耐震基準適合既存住宅等を取得する日」を入力してください。

(3)耐震基準不適合既存住宅及び当該住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告
 「大阪府税条例第42条の15の2第1項の耐震基準に適合する証明を受けようとする年月日」または「居住の用に供する予定年月日」いずれか遅い日を入力してください。

■還付に関する情報

※還付を申請する場合は、以下の項目を入力してください。

なお、提出先の地方団体における取り扱い等によって、入力が必要となる場合もあります。詳細は、提出先の地方団体ホームページ等をご確認ください。

■その他

備考を入力してください。

※全角入力

入力文字数：0/200

※Q3で「納付済」を選択した場合に選択可能です。

・「還付申請」の場合は、「還付に関する情報」欄に誤りがないよう入力してください。

・備考欄に[上記申告・申請①～⑦](#)のうちの該当する申告・申請名を入力してください。

◆追加申告

申告内容照会

申告一覧

条件を指定して探す

【不動産取得税】不動産取得税の減額・課税標準の特例適用申告

申告内容照会

申告内容詳細

申告内容を確認してください。
※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	【不動産取得税】不動産取得税の減額・課税標準の特例適用申告
申告受付番号	R1
税目	不動産取得税
提出先	大阪府

一覧へ戻る 再申告する

追加申告する

PDFダウンロード

・資料を追加で送付する場合は、「申告内容照会」から該当の申告を選択し、「追加申告する」ボタンからデータを送信してください。

※元の申告との紐付けがされていない場合、案件の特定作業等により、手続きに時間がかかることがあります。また、案件の特定作業が困難と判断した場合は、再度ご提出いただくこともあります。

※申告・申請の内容に不足や不備がある場合は、大阪府から確認の連絡等をさせていただくことがあります。